

国民健康保険税のしくみ  
のお知らせ

非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置

非自発的な失業のため職場の健康保険を脱退し、国民健康保険に加入した方に対する国民健康保険税の軽減措置が平成22年4月より始まります。  
(失業前も国民健康保険に加入していた方も含みます。)

【対象となる方】

(次の条件をすべて満たす方が対象です。)

- 平成21年3月31日以降に失業した方
- 失業時点で65歳未満の方
- 倒産、解雇などによる離職(特定受給資格者) または雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)

※特定受給資格者であるか、特定理由離職者であるかは、雇用保険受給資格者証の第1面「離職年月日 理由」欄コード番号で確認されます。

次のコード番号が記載されている方が対象となります。

〔特定受給資格者理由コード〕  
11・12・21・22・31・32

〔特定理由離職者理由コード〕  
23・33・34

【軽減措置の概要】

非自発的失業者の国民健康保険税について、前年の給与所得を3割に減らして計算します。また、対象となるのは離職した本人のみとなります。

【軽減期間】

軽減期間は、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までとなります。(最大2年間)

離職した日	軽減期間
平成21年3月31日～平成22年3月30日	平成22年4月～平成23年3月
平成22年3月31日～平成23年3月30日	離職日の翌日～平成24年3月

※平成22年4月より前に離職した場合でも、軽減適用期間は平成22年4月からになります。

【手続きの方法】

次の物をご持参のうえ、本庁健康福祉課 国保係、または佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係にて手続きをしてください。

●印が付いている物は手続きに必要です。

	これから国保に加入する方	すでに国保に加入している方
雇用保険受給資格者証	●	●
印鑑	●	●
健康保険資格喪失証明書		●
国民健康保険証	●	

○お問い合わせ

本庁 税務課 住民税係  
☎ 43-2816 (直通)  
本庁 健康福祉課 国保係  
☎ 43-2116 (直通)  
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係  
☎ 55-3112 (直通)

課税限度額が変わりました

国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがなどの時に安心して医療が受けられるための医療制度です。その財源は、加入者の皆さんが納める国民健康保険税などで支えられています。平成22年度の税率は平成21年度同様の税率で次の表のとおりです。最高限度額については、基礎分が47万円から50万円へ、後期高

齢者支援分が12万円から13万円へそれぞれ改定されました。

項目	基礎分	介護給付分	後期高齢者支援金	合計
最高限度額	500,000円	100,000円	130,000円	730,000円
均等割	12,500円	5,000円	5,100円	22,600円
平等割	14,500円	4,500円	6,000円	25,000円
所得割	4.5%	1.5%	2.0%	8.0%
資産割	22.0%	7.5%	9.0%	38.5%

\*均等割：加入者の人数に応じて算出 \*平等割：1世帯につき定額  
\*所得割：加入者の前年の所得から33万円を差し引いた額の合計額により算出  
\*資産割：加入者に課税された固定資産税の合計額により算出

所得割、資産割について

●遺族年金、障害年金、失業給付金などは国保税の所得割の対象となりません。退職金も対象となりませんが、退職金を年金方式で受け取る場合は公的年金などの収入と同じ扱いになりますので、その場合は対象となります。

●固定資産税の個人持ち分、および共有持ち分は、資産割の対象となります。

◆年度途中で変更のある方について

●年度途中で国保に加入したり、国保から脱退した場合  
●年度の途中で加入された場合は、加入された月から(手続した月ではありません)年度末の3月までの月数分で税額を出し、これから到来する納期の回数に割り振って納めていただきます。

●所得割、資産割につきましては加入する方ごとに課税されます。  
●介護給付分は40歳から64歳の人のみが課税されます。  
●所得の低い方については、均等割および平等割に対して、2割、3割、7割の軽減措置があります。

●年度途中で国保から脱退した場合、その前月までの月数分で税額を出し、精算を行います。この際、月数分で決まった税額に納付済み額が満たない場合は、不足分の納税通知書をお送りします。納付済税額が月数の

税額を超える場合は、超過分を還付します。(未納の税金がある場合は、その分に充当されます。)

◆年度途中で40歳になる方の国保税

●40歳の誕生日が属する月(1日)が誕生日の場合はその前の月)分からの月数の介護分を合わせて納めていただきます。

◆年度の途中で65歳になる方の国保税

●65歳になる方は、64歳分のみ国保税と合わせて介護保険分を納めていただきます。例えば、世帯の内1人の方が今年10月に65歳になる場合、あらかじめ4月から9月分までの6カ月分(1日が誕生日の場合はその前の月分まで)を計算してご請求させていただいております。誕生日が来た月から、(1日が誕生日の場合はその前の月)介護保険分は別途介護保険料として納付書が送付されますので、納付をお願いいたします。

◆年度の途中で75歳になる方の国保税

●75歳の誕生日の属する月の前の月分まで国保加入者ですので、加入月割分を納めていただきます。75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に加入となります。

○お問い合わせ

本庁 税務課 住民税係

☎ 43-28116 (直通)

本庁 健康福祉課 国保係

☎ 43-21116 (直通)

本庁 健康福祉課 介護保険係

☎ 43-21116 (直通)

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係

☎ 55-31111 (直通)

後期高齢者医療制度のお知らせ

新しい保険証は7月末日までにお届けしています

75歳以上の方(65歳以上で申請により一定以上の障害があると認められた方を含む)が加入する後期高齢者医療制度では、毎年8月1日現在の世帯状況および前年中の所得額や世帯の収入に基づいて、受診時の一部負担金の割合(1割または3割)の見直しを行

います。

8月からは必ず、7月に届いた新しい被保険者証を医療機関に提示し、診療を受けてください。

入院時の自己負担額などの減額

所得が一定基準より低い世帯の方には、申請により入院時の自己負担額や食事代などが減額されます。減額を受ける場合は、医療機関へ被保険者証と合わせて「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示する必要がありますので、必要な方は役場で手続きをしてください。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の期限は、8月1日から翌年の7月31日となりますが、6月末までに認定を受けた方で平成22年度も継続となる方には、被保険者証と一緒に送付していますので、再度の手続きは不要です。

○お問い合わせ

(後期高齢者医療制度担当)

本庁 健康福祉課 国保係

☎ 43-21116 (直通)

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 55-31112 (直通)

密漁は犯罪です!

高南・幡東地区漁業秩序を守る会からのお願い  
(四万十市・黒潮町・四万十町・中土佐町・関係漁協)  
貴重な水産資源を守るため、高知県漁業調整規則により採捕禁止期間などが定められています。

◆禁止期間は表のとおりです。

名称	禁止期間	体長などの制限
いせえび	5月1日～9月15日	殻長13cm以下
とこぶし・あなご	9月1日～翌年3月31日	殻長3cm以下
あわび	9月1日～翌年3月31日	殻長9cm以下
さざえ	9月1日～翌年3月31日	
てんぐさ類	9月1日～翌年2月末日	
ふのり	10月1日～翌年2月末日	
あらめ	10月1日～翌年6月30日	

※禁止期間外であっても漁業協同組合員でなければ採捕できません。

◆怪しいと思ったら

密漁者たちは、買い手がなければ不法行為を止めることになりませんので、密漁品と思われるものは購入なさらず、警察に通報するなど、ご協力をお願いします。  
また、密漁現場を見つけた場合も、直ちに警察に通報してください。



高南・幡東地区漁業秩序を守る会と警察による海岸パトロールの様子。

○お問い合わせ

佐賀支所 海洋森林課 水産振興係

☎ 55-31115 (直通)

違反者は、6カ月以下の懲役、もしくは10万円以下の罰金が適用されます。